

## (14) 新設補助制度について

### 1. 小型除雪機購入補助事業

#### ①目的

- ・集落等が実施される除雪作業（地域の生活道路、通学路、公民館、消火栓、ごみ集積所、福祉除雪などの除雪）を支援するため、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

#### ②補助対象機械（以下の全ての要件に該当する機器）

- ・除雪幅が 50cm 以上の能力を有する除雪機（乗用のものを除く）
- ・原動機により自走が可能な除雪機
- ・販売業者から購入する除雪機
- ・新品又は未使用の除雪機

#### ③補助対象事業費

- ・200,000 円以上 2,500,000 円以下
- ※オプションパーツや付属品、配送料等諸費用は補助対象外

#### ④補助率

- ・補助対象事業費の 70%以内

#### ⑤注意事項

- ・作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。なお、作業中の事故に備え、傷害保険等に参加のうえ作業を行ってください。
- ・補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不相当と認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・交付決定前に除雪機械を購入された場合は補助金を交付できません。
- ・購入した除雪機は、原則 10 年間は譲渡、交換、廃棄はできません。
- ・歩道除雪機による除雪は、集落除雪委託料の対象とはなりません。

#### ⑥補助申請書提出締切（令和 4 年度分）

- ・令和 4 年 7 月 15 日まで

## 2. 法定外公共物の改良等に係る補助事業

### ①目的

- ・里道（赤線）・水路（青線）等と呼ばれている法定外公共物のうち、町道や農道、農業用水路ではないが、生活に必要な施設かつ集落が必要だと認められる施設に対して補助します。

### ②補助対象工事

- ・補助対象物の改良、修繕、災害復旧工事

### ③補助対象事業費

- ・100,000円以上1,200,000円以下

### ④補助率

- ・補助対象事業費の50%以内

### ⑤補助の要件

- ・自治会が実施する事業であること。
- ・道路については、生活道として現に一般の用に供されて道路であること。
- ・水路については、排水路として現に一般の用に供されている水路であること。（水利組合等が管理する水路は除く。）
- ・工事の実施について、関係する地域住民及び隣接地の所有権その他の権利を有する者の同意を得ていること。（境界紛争等が生じていない、又は解決していること。）
- ・関係法令の許可等を要する場合は、許可等を受けていること。
- ・個人、開発行為等に伴う事業ではないこと。
- ・工事の実施について、他の補助（国、県、町その他）の対象とならない事業であること。

### ⑥補助申請書提出締切（令和4年度分）

- ・令和4年7月15日まで

#### 【問い合わせ先】

地域整備課 環境整備室

担当：山根賢志・渡辺歩

電話：68-5539 FAX 68-3866

メールアドレス kankyouseibi@houki-town.jp